



射水市議会議員 澤村 理 (社民党) 議会活動報告

沢村おさむ通信

豊饒の射水

日頃のご支援に心から感謝申し上げます。

去る6月8日から23日までの間、市議会6月定例会が開催されました。その中で、私は一般質問及び予算特別委員会で質疑を行いました。その概要をご報告いたします。

一般質問

【問】介護保険法の改正について

去る5月26日に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」いわゆる改正介護保険法が国会で可決・成立した。

この改正は「いわゆる現役並みの高額所得者」の利用者負担を3割に引き上げるなどの内容となっている。地域医療構想の策定や国保の県単位化など、社会保障制度全体が持続可能性を求めて見直しや改正を行ってきている状況の中、今回の改正によって介護保険制度は、今後どのように変わっていくのか、改正の概要について問う。

また、来年度からスタートする第7期介護保険事業計画に、この改正内容をどのように反映させていくのか、保険料の動向も含め、計画策定に向けた展望、あるいは現時点での見解を併せて問う。

【市答弁】 今回の改正においては、必要な介護サービスを将来にわたり提供できる体制を確立するために、大きく2点において改正が行われている。1つは、地域包括ケアシステムの推進を行うこと。2つは、介護保険制度の持続可能性を確保することである。まず、1つ目の地域包括ケアシステムの推進に係る主な内容については、(1)自立支

援・重度化防止に向けた保険者機能の強化を図るため、介護保険事業計画に介護予防と重度化防止の取組内容と目標値を記載することとなった。また、これらの取組に応じて、市町村を財政支援する仕組み（新たな交付金）が制度化された。(2)医療・介護の連携推進の取組として、医療と介護の機能を兼ね備えた介護医療院という新たな施設におけるサービスが創設された。このほか、(3)地域共生社会の実現の取組として、介護保険と障害福祉の両制度に共通のサービスを創設し、高齢の障がい者が一つの事業所で両方のサービスを受けられるようになった。2つ目の介護保険制度の持続可能性の確保に係る主な内容については、世代間・世代内の公平性を保ちながら、制度を維持し続けるため、(1)介護サービス費の2割負担者のうち、特に所得の高い方の負担割合が3割となった。(2)40歳から64歳までの2号被保険者の介護保険納付金に、これまでの加入者数割から報酬額に比例して負担する、いわゆる総報酬割が導入された。このように大きく2点について改正が行われたところであり、今後策定する本市の介護保険事業計画で的確に対応していく。

第7期介護保険事業計画の策定に当たっては、第6期計画の実績を踏まえ、



高齢者や介護事業者を対象にアンケート調査を実施し、地域性に即した効率的で効果的な介護保険サービスの提供に努めていくこととしている。介護保険事業計画の策定に当たり、今回の介護保険法の改正項目の一つである、地域包括ケアシステムの推進に係る取組については、今年の秋までに国から示される予定の基本指針に基づき、第7期計画に反映していく。また、もう一点の改正項目である、介護保険制度の持続可能性の確保のうち、特に所得の高い方の利用者負担割合が3割に改正されることについては、第7期の介護保険料の設定に際して介護給付費への影響を掌握し、費用見込額を推計する必要があると考えている。なお、市内の保健・医療・福祉等の関係団体等の方々に構成する「射水市高齢者保健福祉・介護保険事業計画推進委員会」を設置し、市の介護保険事業計画の見直しや円滑な実施について意見を伺うこととしており、介護保険法の改正についても、この推進委員会において検討していただくなど、適切に反映させてまいりたい。

【問】「地域公共交通網形成計画」の策定について

既に県内で5市と1協議会が、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり持続させることを目的に、地域全体の公共交通の在り方、住民・交通事業者・行政の役割を定める「地域公共交通網形成計画」を策定している。本市においても策定すべきと考えるが、今後の見通しについて問う。

また、計画を策定するというのであれば、高齢者、障がい者や未成年者などの交通弱者が積極的に社会に参加できるよう移動の自由を確保するという視点が重要であると考えているが、計画策定に当たっての基本的な考え方を併せて問う。

【答】本市では、人口減少や少子高齢化の進展など、社会情勢が大きく変化する中、「快適で利便性の高いまちづくり」を実現するため、公共交通整備の指針として、平成25年9月に「射水市公共交通プラン」を策定したところである。このプランは、おおむね10年後を見据えたものであり、計画の後期である平成30年度以降に中間見直しの時期を迎える。この見直し時において「地域公共交通網形成計画」に必要となる、地域における様々な分野、例えば、まちづくりや観光、福祉等の関連施策との連携を盛り込み、「射水市公共交通プラン」を「地域公共交通網形成計画」として発展させ、平成30年度にアンケート調査を実施し、平成31年度に計画を策定したいと考えている。

また、計画策定にあたっての基本的な考え方については、射水市公共交通プランの基本方針である、「①だれでも利用しやすい持続可能な公共交通網の構築」、「②快適な交通環境の整備」、「③広域交流を活性化する公共交通機関の充実」に加え、まちづくりや観光分野の関連施策はもとより、交通弱者の方々等の福祉施策との連携についても盛り込んでいきたいと考えている。なお、策定にあたっては、現状や課題及びニーズを把握し、地域や利用者の代表、交通事業者等からなる協議会を立ち上げ、地域にとって望ましい公共交通ネットワークの形成に向けて取り組んでまいりたい。



【問】 射水市版働き方改革の推進について

政府は「働き方改革」推進しており、加えて市長は今議会の提案理由説明において、職員の働き方に対する価値観や意識の改革を図るとともに、射水市が「働き方改革」の先導的役割を果たすことで市内企業に対しても「働き方改革」を促し、地域経済の活性化に努めると述べた。

富山県庁では、職員の「働き方改革」を推進するため、各部局次長15人によるチームが設置され、会合では「会議の終了時間を明記する」、「過労死ラインを越える職員には医師による保健指導受診を促す」など重点項目をルールに定め、徹底することなどの対策案が提示された。この推進チームは、時間外労働を減らすルールを早急に作る予定である。

本市においても、全出先機関も含め全庁的に体系的・系統的に射水市らしい取組を推進していくためにも、県のように部局横断的な組織を設置するべきではないかと考えるが、見解を問う。

加えて、サービス残業や風呂敷残業が横行しないよう、労働諸法規の遵守を徹底すべきである。

また、政府の「働き方改革」では、同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善が謳われている。このたび地方自治法や地方公務員法が一部改正され、任用の根拠条文の整理や処遇の再設計がなされるとのことである。本市においても、こうした法改正を踏まえつつも、臨時職員の皆さんの処遇の改善に取り組むべきであると考え、見解を問う。

【答】本市では、職員の働き方改革を進める上で、ワーク・ライフ・バランスの推進、時間外勤務の縮減や年次有給休暇の取得促進などに取り組んでいる。また、7月からは、昨年度に試行実施した職員の希望に基づく早出遅出勤務制度を本格導入することとしている。この制度は、育児や介護、趣味や自己啓発、地域活動等に活用でき、ライフ

スタイルに応じた柔軟な働き方を支援していくものである。

今後さらに改革を推進していくには、働き方に対する価値観や意識の改革、職場の風土づくりや環境整備に全庁的、横断的な体制で取り組んでいく必要があると考えており、議員提案の部局横断的な組織の設置についても、今後の取組の一つとして検討していきたい。

職員の時間外勤務については、労働諸法規の遵守、長時間労働の是正や健康保持の観点から、勤務時間実績や実態を適正に把握していく必要があると考えており、今後とも事前申請の徹底や所属長から業務実態等のヒアリングを行うなどして、適正管理に努めていく。臨時職員の処遇改善については、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、地方公務員の臨時・非常勤職員の任用及び給付制度の明確化と適正化が図られたところである。このことから、平成32年4月の施行に向け、本市でも条例の整備や運用方針等の検討を行うとともに、県や他市の動向も参考にしながら適切に対応していきたいと考えている。

予算特別委員会

【問】 旧新湊庁舎跡地利用について

- ①施設整備の全体像はいつごろ明らかになるのか？
- ②公共施設部門の整備条件はいつごろ明らかになるのか？
- ③市としての主体性はどこまで影響させられるのか、また、民間事業者参入の可能性の高さは？
- ④賃料については、改築される小杉社会福祉会館に入居予定の事業団体の使用料と均衡を図る必要があるのでは？

【答】

- ①公共と民間が連携して公共サービスの提供を行うPPPの事業手法を用い、

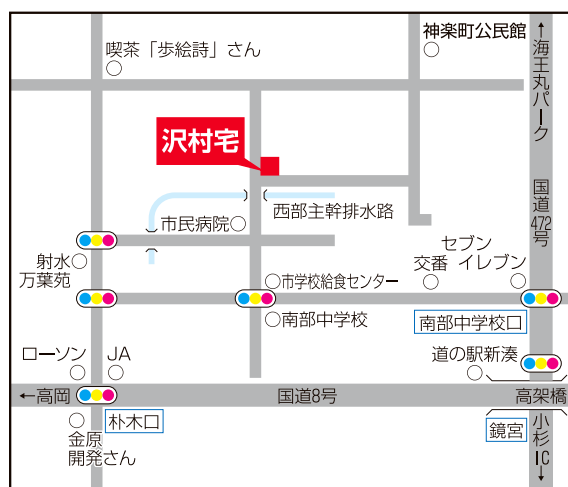
民間のノウハウや活力を生かした整備を進めることとしている。民間事業者による施設整備は民間事業者が担うこととしており、何を主要な収益施設とし、どのようなテナントを入れ込むのかは、来年1月上旬の公募型プロポーザルにおける民間事業者からの提案により明らかとなる。民間事業者からの提案の後、射水市庁舎跡地利活用事業者選定委員会による検討を経て、どのような提案があったのかについては、3月定例会前には示すことができるものと考えている。

- ②実施方針には、公共施設の整備方針を示しており、必要な機能として地区センターや多目的ホール、市民交流スペースなどを施設の中に確保したいと考えている。おおよその規模などについては、公募型プロポーザルを実施する場合の要件とする必要があるため、8月に予定している民間事業者との個別対話を通して具体化に向けた検討をし、9月定例会に資料を提出したい。
- ③PPPの整備手法を採用しているものの、あくまでも市が主体として行う事業である。新たな賑わいの創出、地域への貢献などを事業の基本方針として、市の施設の整備条件については、公募型プロポーザルの募集要項の中で示すこととなり、どの民間事業者の提案を採用するかについても、庁舎跡地利活用検討委員会からの報告や市議会からのご意見を伺いながらではあるが、最終的には市が決定することとなる。民間事業者の参入可能性については、昨年度には民間事業者による事業化の可能性調査を実施し、事業化の可能性は高いとの結論に至っている。現在もコンサルタントを通じて民間事業者に働きかけを行っている。今後、個別対話などにより、施設整備について条件整理を行い、より多くの民間事業者が参入意欲を高めてもらえるような募集要

項を作成したい。

- ④旧新湊庁舎跡地で整備される施設、改築後の小杉社会福祉会館ともに、どのような団体が入居するのか、また、入居するとした場合、賃貸借なのか床の権利を購入するのか、賃貸借の場合の賃料はいくらなのかなど、現時点において決まっていない。仮に両施設に地元の事業団体が入居することとなった場合には、旧新湊庁舎跡地は民間の施設、小杉社会福祉会館は市の施設といった大きな違いがあることに加え、建設や維持管理にかかるコストの違いもあることから、議員ご提案の趣旨を踏まえながら、今後具体的な条件を提示し、協議する段階において検討してまいります。

ご意見をお聞かせください！



沢村おさむの自宅：〒934-0054 射水市神楽町 55
(市民病院のすぐ近くです。)

TEL0766-84-0655 / FAX0766-84-0695

E-mail: o_sawamura@po9.canet.ne.jp

**沢村おさむへのご意見・ご要望・激励
をお待ちしています。**

インターネットで一般質問
& 予算特別委員会の録画が
見れます！

